

令和4年度 第1回（通算第51回） 山梨県立博物館 運営委員会 議事録

日 時： 令和4年6月30日（木） 午後2時～4時

場 所： 県立博物館 生涯学習室

出席者：

- 委員 相沢季里、小澤龍一、清雲俊元、笹本正治、末木健、中山誠二
- 事務局 守屋館長、小林副館長、森原学芸幹、渡邊総務課長、田口企画交流課長、
関係職員8名
- 観光部文化振興・文化財課 若野総括課長補佐、中野副主幹

会議の次第：

- (1) 開会
- (2) 審議
- (3) 報告
- (4) その他
- (5) 閉会

会議の概要

(1) 開会

- 事務局より新任委員の紹介、委嘱状交付
- 事務局新任職員紹介
- 館長挨拶
- 委員長挨拶

(2) 審議

1. 運営要綱の改正について【公開】

(事務局)

- ・資料1に基づき説明
- ・令和2年度より博物館が知事部局に移ったことにより、運営委員会は条例に基づく県の附属機関となった。これにともない要綱等を改める必要があり、今回改めてお諮りしたい。

(委員)

- ・要綱には、諮問に対して意見を述べるとある。本委員会は自由闊達な議論の場でもあったが、そうした在り方が変わってしまうのではないかと感じる。博物館に関して県の上の方からこのような諮問があり、それに対して回答するだけならわざわざ我々が集まって行わなくてもよいのではとも思える。この点は「具申」というこ

とで対応することになるのか。

- ・また、傍聴者3名とする根拠は何か。

(委員)

- ・委員が諮問に対する答申等を行った場合、その後どのような対応がなされるのか要綱等には明記されていない。意見に対する具体的な対応について確認したい。

(事務局)

- ・機関によっては明確な諮問→答申という形をとるものもあるが、本委員会については、これまで通り博物館で企画展に関する案を提示し、それを御承認いただき、次年度の事業計画・予算要求に反映していく方針である。反対意見が出されれば、それを加味して事業計画を策定するなどの対応を取らせていただくことになる。
- ・傍聴者数については、改めて根拠等の確認をしておきたい。

(委員)

- ・諮問に対する審議や答申を行うことは当然のことであり、それを明文化しておく必要性については理解できる。

(委員)

- ・諮問と答申という在り方は、これまでも明確にはないにせよ行ってきた。また意見の具申についても、博物館の将来的な整備について様々な意見等を出してきたところである。そのような意見が、どのような形で活かされるのか、対応の在り方についてはできるだけ明示していただきたい。

(事務局)

- ・博物館としては委員会から頂戴した御意見は大変貴重なものと考えている。すぐに予算化などの対応ができるとは限らないが、頂戴した御意見は本庁にも届け、しかるべき対応が取れるよう準備を進めてまいりたい。

(事務局)

- ・所管が教育委員会から知事部局へと変わり、運営委員会も県の条例に基づく運用となった。その中で、諮問に対する審議・答申等を行うという委員会の在り方を、改めて明確にさせていただきたいという趣旨である。委員会で頂戴した御意見を、答申という形で博物館に留まらず県の施策にもボトムアップすることにもなり、博物館をさらに一歩前進させることにつながるものと考えている。

(委員)

- ・教育委員会と知事部局ではやり方が異なることは承知している。危惧されるのは、今後本委員会は諮問されたことに対してしか意見を申し上げられなくなるのではないかという点である。これまで本委員会では審議案件以外にも様々な意見が出、それらは館の運営に貢献してきたはずである。今後それが特定の案件に対する諮問と答申に限定されてしまうと、議論に広がりがなく、その他の意見が出にくくなりはないか。案件以外のその他の意見についてどのように扱われ、活かされるの

か、各委員・事務局双方が了解したうえで扱われることが望ましい。

(事務局)

- ・博物館の場合、偶然知事部局への移行と附属機関設置条例の改正が同時期になったが、本条例改正は全国的に附属機関に関する取扱いを厳密にすることが必要とされた流れが背景にある。附属機関から漠然と意見を頂戴するのではなく、おうかがいすることを具体的に示し、責任の所在を明確にするという目的がある。

(委員)

- ・本案件は、本来もっと早期に審議しておくべきことであった。博物館には色々な課題があり、本委員会は特定の案件に対してだけでなく、様々な視点から意見を出し、案件以外にも広く助言を行ってきたという経緯がある。その点は事務局も了解しておいていただきたい。

(事務局)

- ・今後も諮問については、その内容自体を運営委員会での議論を踏まえた柔軟なものとするつもりである。県本庁からこのような諮問をせよと指示されたうえでの審議という形とはならないので、ご理解いただきたい。

(委員)

- ・本件については、以上出された意見を踏まえつつ進めていただくということで承認してよろしいか。

(委員承認)

2. 令和5年度以降の企画展、シンボル展について【非公開】

3. 令和5年度の新規研究計画について【非公開】

※非公開理由：山梨県情報公開条例第8条第1号及び2号に規定する事項について審議等を行うときに該当するため（指針第3条第1項）

(3) 報告【公開】

1. 令和3年度の利用者状況について
2. 開催済み展覧会について
3. 資料情報委員会の答申状況について

○事務局より報告1～3について、各々資料4～6に基づき説明。

○委員からの発言は特に無し。

(4) その他【公開】

○事務局より配布物の説明、『総合評価報告書』刊行について報告。

(5) 閉会